

福島原子力補償相談室からのお知らせ
【財物に関わる主な賠償項目の概要】

◆ 対象となる方

○ 対象となる損害

| 賠償項目 | 内容 | 賠償対象期間 | 請求済み チェック |
|--------------------|--|--------|--------------|
| 宅地・建物・借地権 | ◆本件事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象) | - | |
| | ○本件事故発生時点に避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた価値の減少分 ○また、建物については、避難指示期間中に生じた価値の減少分、避難指示期間中の経年にともなう価値減少分、管理不能にともなう価値減少の原状回復費用。 | | |
| 住居確保費用 (持ち家・借家) | ◆本件事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にある持ち家にお住まいであった方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方 | - | |
| | ○持ち家にお住まいであった方 移住される際の住宅や宅地の購入費用 ○借家にお住まいであった方 移住される先で新たな住居を確保するための費用 | | |
| 家財 | ◆本件事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借されていた方 | - | |
| | ○本件事故発生時点において、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用 | | |
| 田畑 | ◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象) | - | |
| | ○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた田畑の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分 | | |
| 宅地・田畑以外の土地 | ◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象) | - | |
| | ○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた宅地・田畑以外の土地について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分 | | |
| 立木 | ◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象) | - | |
| | ○本件事故発生時点において、対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分 | | |
| 墓石 | ◆本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で実際に墓石等の原状回復費用(修理費用)または移転費用をご負担された方 | - | |
| | ○本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等の修理または移転に要した費用 | | |
| 車両 | ◆本件事故時点で旧警戒区域・帰還困難区域に存在していた自動車を所有されていた方、または使用されていた方 | - | |
| | ○管理不能や持ち出しができない等により使用不能となった価値の喪失または減少分 ○管理不能となり故障した自動車のうち、修理して使用可能となった自動車の修理費用 | | |